

# ケアマネジャーだより

## — 介護保険の支援サービス —

前回は、《在宅サービス》の、訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴介護そして居宅療養管理指導という、自宅に来てもらいそれぞれのサービスを受けるお話でした。

今回も引き続き《在宅サービス》の内、在宅生活が暮らしやすくなるようにするための3つのサービスについてお話しします。

### ① 福祉用具貸与

身体の状態に応じて必要と判断された方が利用できるサービスで、日常生活において、自分でできることを増やし、自立の一助とするものです。

\*特殊寝台（介護用ベッド） \*特殊寝台付属品（サイドレール・マット等）

\*床ずれ防止用具 \*体位変換器 \*認知症老人徘徊探知機 \*移動用リフト \*車いす

\*車いす付属品

・歩行器 ・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの）

ただし、上記の\*印は要支援1・2と要介護1の人は原則として利用できません。

### ② 特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、年間10万円を上限として福祉用具購入費が支給されますが、支給対象費用のうち1割は利用者負担となります。

・腰掛便座・入浴補助用具・特殊尿器・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分

ただし、指定事業者で購入された場合のみ支給対象となり、申請が必要です。

### ③ 住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限として支給されますが、支給対象費用のうち1割は利用者負担となります。ただし改修工事着工前に申請が必要です。

次回は、通所して利用するサービスと、施設を利用する短期入所（ショートステイ）についてお話しします。

